

平成 30 年 4 月 3 日  
国土交通省東北地方整備局  
青森河川国道事務所

## 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を 国管理河川（岩木川水系・馬淵川水系）で開始します！

平成 30 年 5 月 1 日から、緊急速報メールを活用した洪水情報<sup>※1</sup>のプッシュ型配信<sup>※2</sup>を、岩木川水系岩木川・旧大峰川・平川・土淵川及び馬淵川水系馬淵川の国管理河川で開始します。

- ※1 「洪水情報」とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。  
※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成 28 年 9 月から、洪水情報のプッシュ型配信に取り組んでおり、現在、国管理河川 68 水系 412 市町村で運用しているところです。平成 30 年 5 月 1 日から、全 109 水系に配信対象を拡大します。

### 1 開始日

平成 30 年 5 月 1 日（火）

### 2 配信対象（詳細は別表）

国管理河川岩木川水系 10 市町村  
国管理河川馬淵川水系 1 市

### 3 配信対象者

配信エリア内の携帯電話等  
（NTT ドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

### 4 配信する情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

### 5 留意事項

- ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
- ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。

NTT ドコモ：[https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/compatible\\_model/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/compatible_model/index.html)

KDDI・沖縄セルラー：<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>

ソフトバンク：[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/models/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/)

ワイモバイル：[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/)

<発表記者会：青森県政記者会、建設関係新聞社、津軽新報社>

【問い合わせ先】国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

TEL：017-734-4521

副所長（河川） 安部 剛（内線 204）

平成 30 年 4 月 3 日  
東北地方整備局

## 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を 国管理河川の 12 水系全てに拡大します！

東北地方整備局では、平成 29 年 5 月 1 日より国管理河川 8 水系で緊急速報メールを活用した洪水情報<sup>※1</sup>のプッシュ型配信<sup>※2</sup>を開始しています。この度、残る岩木川、馬淵川、子吉川、最上川でも自治体と携帯電話事業者との調整等が整いましたので、平成 30 年 5 月 1 日より配信を拡大します。  
これにより、国管理河川の全 12 水系に配信することとなります。

※1 「洪水情報」とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成 28 年 9 月から洪水情報のプッシュ型配信に取り組んでおり、現在、国管理河川 68 水系 412 市町村で運用しているところです。平成 30 年 5 月 1 日から、全 109 水系に配信対象を拡大します。

### 1 開始日

平成 30 年 5 月 1 日（火）

### 2 配信対象

国が管理する 12 水系の  
89 市町村（別表による）

### 3 配信対象者

配信エリア内の携帯電話等  
（NTT ドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

### 4 配信する情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

### 5 留意事項

- ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
- ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。

NTT ドコモ：[https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/compatible\\_model/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/compatible_model/index.html)

KDDI・沖縄セルラー：<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>

ソフトバンク：[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/models/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/)

ワイモバイル：[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/)

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ>

【問い合わせ先】国土交通省 東北地方整備局 TEL：022-225-2171

河川部	水災害予報センター長	今野 裕美	(内線：3851)
	水災害対策専門官	川口 滋	(内線：3852)



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

(参考資料)

# 緊急速報メールを活用した 洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 東北地方整備局

平成30年4月

# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成30年5月1日から、4水系38市町村で洪水情報が配信開始されます～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿江市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。東北地方整備局では、平成30年5月1日より国管理河川全12水系に配信対象をエリア拡大します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



## 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

# 配信内容①

## 1 開始日

平成30年5月1日（火）

## 2 配信対象

国が管理する12水系の89市町村（詳細は、別表による）

## 3 配信対象者

配信対象エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

## 4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	氾濫が発生した情報 （※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）	対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	氾濫が発生した情報 （※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報）	対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

## 配信内容②

### 5 配信文案

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を緊急速報メールを活用して配信されます。

#### ○配信対象となる市町村の住民へ配信される○○川の洪水情報の例

##### ①河川氾濫のおそれ

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫のおそれ

（本文）  
○○川の○○（○○市○○）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、東北地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

②- i 河川氾濫発生  
（河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫発生

（本文）  
○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、東北地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

②- ii 河川氾濫発生  
（堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時）

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫発生

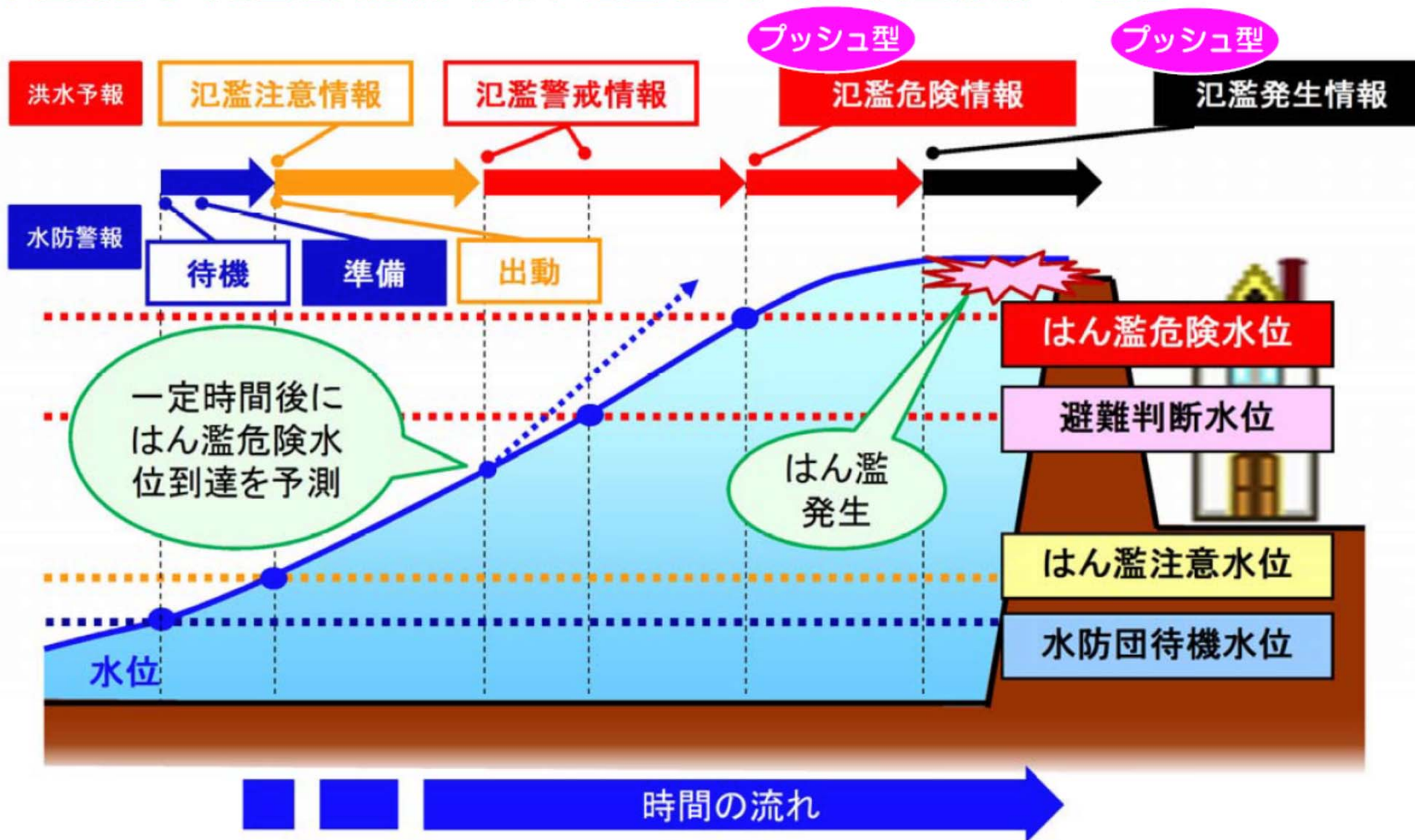
（本文）  
○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、東北地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

## 【参考】 緊急速報メールの配信タイミング

### ○洪水情報のプッシュ型配信タイミングについて

プッシュ型の配信タイミングは、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる**氾濫危険水位到達時（氾濫危険情報）**及び、**氾濫発生時（氾濫発生情報）**に配信



※赤字が今回新規配信箇所

番号	整備局等名	水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	配信対象となる市町村名	配信 開始日
1	東北	高瀬川	高瀬川	小川原湖 (青森県東北町)	青森県 三沢市、東北町、六ヶ所村	H29.5.1
2	東北	北上川	北上川(上流)	諏訪前 (岩手県一関市)	岩手県 一関市	H29.5.1
3	東北	北上川	北上川(上流)	狐禪寺 (岩手県一関市)	岩手県 一関市、平泉町	H29.5.1
4	東北	北上川	北上川(上流)	大曲橋 (岩手県奥州市)	岩手県 平泉町、奥州市	H29.5.1
5	東北	北上川	北上川(上流)、胆沢川、人首川	桜木橋 (岩手県奥州市)	岩手県 奥州市、金ヶ崎町	H29.5.1
6	東北	北上川	北上川(上流)、和賀川	男山 (岩手県北上市)	岩手県 奥州市、北上市	H29.5.1
7	東北	北上川	北上川(上流)、豊沢川	朝日橋 (岩手県花巻市)	岩手県 北上市、花巻市	H29.5.1
8	東北	北上川	北上川(上流)	紫波橋 (岩手県紫波町)	岩手県 花巻市、紫波町	H29.5.1
9	東北	北上川	北上川(上流)、雫石川	明治橋 (岩手県盛岡市)	岩手県 紫波町、矢巾町、盛岡市	H29.5.1
10	東北	北上川	北上川(上流)	館坂橋 (岩手県盛岡市)	岩手県 盛岡市	H29.5.1
11	東北	北上川	砂鉄川	妻神 (岩手県一関市)	岩手県 一関市	H29.5.1
12	東北	北上川	磐井川	釣山 (岩手県一関市)	岩手県 一関市、平泉町	H29.5.1
13	東北	北上川	中津川	山岸 (岩手県盛岡市)	岩手県 盛岡市	H29.5.1
14	東北	北上川	北上川(下流)	米谷 (宮城県登米市)	宮城県 登米市	H29.5.1
15	東北	北上川	北上川(下流)	登米 (宮城県登米市)	宮城県 登米市	H29.5.1
16	東北	北上川	北上川(下流)	柳津 (宮城県登米市)	宮城県 登米市、石巻市	H29.5.1
17	東北	北上川	北上川(下流)	飯野川上流 (宮城県石巻市)	宮城県 石巻市	H29.5.1
18	東北	北上川	旧北上川	和湖 (宮城県石巻市)	宮城県 登米市、石巻市、涌谷町	H29.5.1
19	東北	北上川	旧北上川	大森 (宮城県石巻市)	宮城県 石巻市	H29.5.1
20	東北	北上川	江合川	荒雄 (宮城県大崎市)	宮城県 涌谷町、美里町	H29.5.1
21	東北	北上川	江合川	下谷地 (宮城県大崎市)	宮城県 涌谷町、美里町	H29.5.1
22	東北	北上川	江合川	涌谷 (宮城県涌谷町)	宮城県 石巻市、涌谷町、美里町	H29.5.1
23	東北	北上川	猿ヶ石川	安野 (岩手県花巻市)	岩手県 北上市、花巻市	H29.5.1
24	東北	北上川	雫石川	太田橋 (岩手県盛岡市)	岩手県 盛岡市	H29.5.1
25	東北	鳴瀬川	鳴瀬川、多田川	三本木橋 (宮城県大崎市)	宮城県 美里町、色麻町、大衡村、涌谷町	H29.5.1
26	東北	鳴瀬川	鳴瀬川	野田橋 (宮城県大崎市)	宮城県 美里町、大郷町、松島町、涌谷町	H29.5.1
27	東北	鳴瀬川	鳴瀬川、鞍坪川	鹿島台(鳴) (宮城県松島町)	宮城県 美里町、大郷町、松島町、涌谷町	H29.5.1
28	東北	鳴瀬川	吉田川	落合 (宮城県大和町)	宮城県 大衡村、大和町、大郷町、富谷市	H29.5.1
29	東北	鳴瀬川	吉田川	粕川 (宮城県大郷町)	宮城県 大和町、大郷町、松島町	H29.5.1
30	東北	鳴瀬川	吉田川	鹿島台(吉) (宮城県松島町)	宮城県 松島町	H29.5.1
31	東北	鳴瀬川	竹林川	新田橋 (宮城県富谷市)	宮城県 大和町、大郷町、富谷市	H29.5.1
32	東北	名取川	名取川	名取橋 (仙台市太白区)	宮城県 仙台市宮城野区、太白区、若林区、名取市	H29.5.1
33	東北	名取川	広瀬川	広瀬橋 (仙台市若林区)	宮城県 仙台市宮城野区、太白区、若林区	H29.5.1
34	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)、釈迦堂川	須賀川 (福島県須賀川市)	福島県 玉川村、須賀川市	H29.5.1
35	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)、笹原川	阿久津 (福島県郡山市)	福島県 郡山市、本宮市	H29.5.1
36	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)	本宮 (福島県本宮市)	福島県 本宮市	H29.5.1
37	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)	二本松 (福島県二本松市)	福島県 二本松市	H29.5.1
38	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)、松川、摺上川	福島 (福島県福島市)	福島県 福島市	H29.5.1
39	東北	阿武隈川	阿武隈川(上流)、広瀬川	伏黒 (福島県伊達市)	福島県 桑折町、国見町、伊達市	H29.5.1
40	東北	阿武隈川	阿武隈川(下流)	岩沼 (宮城県岩沼市)	宮城県 亶理町、岩沼市、山元町、名取市	H29.5.1
41	東北	阿武隈川	阿武隈川(下流)、白石川	笠松 (宮城県角田市)	宮城県 丸森町、角田市、柴田町、亶理町、岩沼市、山元町、名取市	H29.5.1
42	東北	阿武隈川	阿武隈川(下流)	丸森 (宮城県丸森町)	宮城県 丸森町、角田市	H29.5.1
43	東北	阿武隈川	荒川	八木田 (福島県福島市)	福島県 福島市	H30.5.1
44	東北	米代川	米代川	十二所 (秋田県大館市)	秋田県 大館市	H29.5.1
45	東北	米代川	米代川	鷹巣 (秋田県北秋田市)	秋田県 北秋田市	H29.5.1
46	東北	米代川	米代川、藤琴川	二ツ井 (秋田県能代市)	秋田県 能代市	H29.5.1
47	東北	米代川	米代川	向能代 (秋田県能代市)	秋田県 能代市	H29.5.1
48	東北	雄物川	雄物川(上流)	岩館 (秋田県湯沢市)	秋田県 湯沢市、羽後町	H29.5.1
49	東北	雄物川	雄物川(上流)	柳田橋 (秋田県湯沢市)	秋田県 湯沢市、羽後町	H29.5.1
50	東北	雄物川	雄物川(上流)	雄物川橋 (秋田県横手市)	秋田県 羽後町、横手市、美郷町、大仙市	H29.5.1



※赤字が今回新規配信箇所

番号	整備局等名	水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	配信対象となる市町村名	配信 開始日
51	東北	雄物川	雄物川(上流)、丸子川、横手川	大曲橋 (秋田県大仙市)	秋田県 美郷町、大仙市	H29.5.1
52	東北	雄物川	雄物川(上流)	神宮寺 (秋田県大仙市)	秋田県 大仙市	H29.5.1
53	東北	雄物川	雄物川(下流)	橋川 (秋田県秋田市)	秋田県 秋田市	H29.5.1
54	東北	雄物川	玉川	長野 (秋田県大仙市)	秋田県 大仙市	H29.5.1
55	東北	雄物川	皆瀬川	岩崎橋 (秋田県湯沢市)	秋田県 湯沢市、羽後町、横手市	H29.5.1
56	東北	赤川	赤川	熊出 (山形県鶴岡市)	山形県 鶴岡市、三川町、酒田市	H29.5.1
57	東北	赤川	赤川、内川	羽黒橋 (山形県鶴岡市)	山形県 鶴岡市、三川町、酒田市	H29.5.1
58	東北	赤川	赤川、大山川	浜中 (山形県酒田市)	山形県 鶴岡市、三川町、酒田市	H29.5.1
59	東北	岩木川	岩木川	上岩木橋 (青森県弘前市)	青森県 弘前市、藤崎町、板柳町、鶴田町、五所川原市、青森市	H30.5.1
60	東北	岩木川	岩木川、旧大蜂川	幡籠橋 (青森県板柳町)	青森県 弘前市、藤崎町、板柳町、鶴田町、五所川原市、つがる市	H30.5.1
61	東北	岩木川	岩木川	五所川原 (青森県五所川原市)	青森県 五所川原市、つがる市	H30.5.1
62	東北	岩木川	岩木川	繁田 (青森県五所川原市)	青森県 五所川原市、つがる市、中泊町	H30.5.1
63	東北	岩木川	平川、土淵川	百田 (青森県弘前市)	青森県 弘前市、藤崎町、板柳町、鶴田町、五所川原市、田舎館村、平川市	H30.5.1
64	東北	馬淵川	馬淵川	櫛引橋 (青森県八戸市)	青森県 八戸市	H30.5.1
65	東北	子吉川	子吉川	二十六木橋 (秋田県由利本荘市)	秋田県 由利本荘市	H30.5.1
66	東北	子吉川	子吉川	明法 (秋田県由利本荘市)	秋田県 由利本荘市	H30.5.1
67	東北	最上川	最上川(上流)、天王川、鬼面川、吉野川、誕生川	糠野目 (山形県高島町)	山形県 米沢市、南陽市、高島町、川西町、長井市	H30.5.1
68	東北	最上川	最上川(上流)、置賜白川	小出 (山形県長井市)	山形県 長井市、白鷹町、朝日町	H30.5.1
69	東北	最上川	最上川(上流)	長崎 (山形県中山町)	山形県 大江町、寒河江市、中山町	H30.5.1
70	東北	最上川	最上川(上流)、寒河江川、村山野川	下野 (山形県河北町)	山形県 寒河江市、天童市、河北町、東根市、村山市、大石田町	H30.5.1
71	東北	最上川	最上川(中流)、丹生川	大石田 (山形県大石田町)	山形県 村山市、大石田町	H30.5.1
72	東北	最上川	最上川(中流)、最上小国川	堀内 (山形県舟形町)	山形県 大石田町、尾花沢市、新庄市、舟形町、大蔵村、戸沢村	H30.5.1
73	東北	最上川	最上川(中流)	古口 (山形県戸沢村)	山形県 戸沢村	H30.5.1
74	東北	最上川	丹生川	岩ヶ袋 (山形県大石田町)	山形県 大石田町	H30.5.1
75	東北	最上川	最上小国川	長者原 (山形県舟形町)	山形県 舟形町	H30.5.1
76	東北	最上川	最上川(下流)、立谷沢川	臼ヶ沢 (山形県酒田市)	山形県 鶴岡市、三川町、酒田市、戸沢村、庄内町	H30.5.1
77	東北	最上川	最上川(下流)	下瀬 (山形県酒田市)	山形県 鶴岡市、三川町、酒田市、庄内町	H30.5.1
78	東北	最上川	須川、馬見ヶ崎川	鮎洗 (山形県山形市)	山形県 中山町、天童市、山形市、山辺町	H30.5.1
79	東北	最上川	鮭川	真木 (山形県鮭川村)	山形県 新庄市、戸沢村、真室川町、鮭川村	H30.5.1
80	東北	最上川	真室川	真室川 (山形県真室川町)	山形県 真室川町、鮭川村	H30.5.1
81	東北	最上川	金山川	平岡橋 (山形県真室川町)	山形県 真室川町、金山町	H30.5.1